

<b>説明資料 1</b>
---------------

## 宇都宮市景観計画の変更（案）について

### ◎ 趣旨

宇都宮市景観計画の変更（案）について諮問するもの

〔変更の内容〕

- ・景観形成重点地区の指定（案）について（大通り池上町地区）
- ・広告物景観形成地区の指定（案）について（大通り池上町地区）
- ・景観重要公共施設の位置付け（案）について（大通り）

### 1 変更の理由

大通りは、県都・宇都宮を代表する目抜き通りとして、宇都宮の個性を活かした 50 万都市のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の形成が求められる重要な空間である。

このような景観を実現するため、大通り全体を、駅西口地区、宮の橋地区、大工町地区、馬場地区、池上町地区の 5 地区に分け、大通り全体の統一感ある景観の形成と、各地区の特徴を活かした景観の形成を進めている。

このような中、池上町地区においては、平成 20 年度から 22 年度にかけて、地元商店街と県・市が連携を図り、店舗のファサード整備を実施し魅力ある景観の形成が行われたところである。この景観を保全し、より一層の景観の形成を進めるため、当地区を先行して「景観形成重点地区」に指定するものである。併せて、屋外広告物の許可基準を定めるため、屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」を同時指定するものである。

また、大通り（道路部分）についても、管理者である栃木県の同意が得られたことから、「景観重要公共施設」に位置付けるものである。

### 2 策定経過

平成 20 年	3 月	宇都宮市第 5 次総合計画の策定 (大通り魅力アップ「みやワンマイル」を重点施策に掲げる)
平成 20 年	3 月	池上通り商店街景観形成計画の作成（地元商店街作成）
平成 20 年	8 月～	アーケード撤去及びファサード整備の実施（～平成 23 年 3 月）
平成 20 年	10 月	大通り景観づくり検討会（地元住民組織）の設立 地区別ワークショップを計 12 回実施（～平成 22 年 9 月）
平成 21 年	3 月	大通り景観づくりの方針の作成（大通り景観づくり検討会作成）
	7 月	大通り景観づくり推進協議会（検討会に行政機関を追加）の設立
	12 月	大通り景観づくり推進協議会の開催（池上町の先行指定を決定）
平成 22 年	1 月	池上町地区の権利者周知（個別訪問）（～3 月）
	12 月	素案の決定（協議会及び市にて検討）
平成 23 年	1 月	素案の縦覧（1/4～1/18）、公聴会（1/31）
	2 月	景観審議会（2/4）

### 3 景観形成重点地区等の内容及び特徴

[内 容]

- ・「景観形成重点地区の指定に伴う宇都宮市景観計画の変更（案）について  
～大通り池上町地区～」・・・・・・・・説明資料2

[特 徴]

- ・宇都宮らしい景観形成のため、建築物の外壁等へ大谷石の使用を定めたこと。
- ・賑わいある景観形成のため、1階の壁面後退や開放的な造り等を定めたこと。
- ・風格ある景観形成のため、3階以上の屋外広告物に色彩制限を設けたこと。  
⇒ 広告物景観形成地区も同様
- ・調和した街並みを形成するため、平面駐車場に緑化と色彩制限を設けたこと。
- ・地区の個性を創出する景観形成のため、建築物の色彩を暖色系に限定し、懐かしさを感じるレトロ調のデザインを取り入れたこと。

### 4 景観重要公共施設

景観形成重点地区と連携を図るため、大通り（道路部分）を「景観重要公共施設」に位置付け、沿道と道路を一体的な空間として、県・市・地元住民が協働のもと、魅力ある景観の形成を進めるものである。

[内 容]

- ・栃木県の同意の書面・・・・・・・・参考資料2

[特 徴]

- ・宇都宮らしい景観形成のため、ベンチやバス停等への大谷石の活用を定めたこと。
- ・賑わいある景観形成のため、フラッグアーム付の照明柱の設置を定めたこと。
- ・まとまりある景観形成のため、道路付属物の色彩等の統一を定めたこと。

### 5 今後のスケジュール

平成23年3月 告示（景観形成重点地区の指定、広告物景観形成地区の指定）  
6月 景観条例改正案の議会提案  
7月 改正景観条例の施行

※他の4地区（馬場地区、大工町地区、宮の橋地区、駅西口地区）は、継続して取り組みを進める。